

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 目的

18歳未満の子どもの均等割額を軽減することによって、子育て世帯の負担軽減を図るため。

2 内容

(1) 18歳未満である被保険者を有する世帯で、第19条の2の規定の適用（均等割額の7割、5割、2割の軽減）を受ける世帯を除いた世帯の均等割額の特例を次のように定める。

ア 18歳未満の被保険者のうち最年長のもの（当該者が2人以上いるときは、そのうちの1人とする。）については、均等割額を100分の50に相当する額とする。

イ 18歳未満の被保険者のうち、アに該当しないものについては、均等割額を100分の10に相当する額とする。

(2) 18歳未満の被保険者を有する世帯に係る第19条の2の規定による減額後の均等割額が、(1)の特例による均等割額より高額であるときは、その差額に相当する額を保険料の額から減額する。

(3) 施行期日等

ア この条例は、平成31年10月1日から施行する。

イ この条例改正による特例は、平成31年10月分の保険料から適用し、同年9月分までの保険料については、なお従前の例による。